

和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会設置規程

(設置)

第 1 条 和倉温泉の創造的復興まちづくりの推進を図るため、地域の意見及び専門的見地を踏まえた合意形成の場として、和倉温泉創造的復興まちづくり推進協議会(以下「当協議会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 当協議会は、次に掲げる事項を達成することを目的とする。

- ① 和倉温泉創造的復興ビジョンおよび和倉温泉創造的復興プランの実現及び観光・生活・防災の調和を図ること。
- ② 地域資源の持続可能な活用、循環経済の推進並びに温泉文化・里山里海環境保全。
- ③ 多様な主体(住民、事業者、行政、専門家等)との対話及び協働による地域課題の解決。

(組織)

第 3 条 協議会は代表 1 名、顧問若干名、委員長 1 名、副委員長 5 名以内、委員 25 名以内、アドバイザー若干名をもって構成し、合意形成を行う場として委員会を設置する。

2 委員会での議論を活発化させるため、事務局が必要であると認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

3 委員会は、委員長、副委員長、委員およびアドバイザーをもって構成する。

4 委員長は、代表が指名する有識者をもって充てる。

5 副委員長、委員およびアドバイザー(以下委員等)は、地域を代表する者、経済団体、有識者、行政機関及びその他代表が必要と認める者の中から代表が委嘱する。

(委員等の任期)

第 4 条 委員等の任期は、3 年を超えない範囲で代表が定めるものとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任することができる。

(会議)

第 5 条 まちづくり委員会の会議は、代表が招集する。

2 委員等がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができることとする。

3 委員長は、審議上必要があると認められるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の議事進行)

第 6 条 まちづくり委員会の議事は、委員長が進行する。

(会議の公開)

第 7 条 まちづくり委員会は、公開とする。ただし、まちづくり委員会の決定により非公開とすることができる。

2 まちづくり委員会の会議録は公開とする。ただし、代表の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 8 条 当協議会の事務局は、委員等の所属する団体の事務局員が協力して担う。

2 事務局は、専門性及び中立性を担保するため、必ず外部専門機関の助言を受ける。

(エリアプラットフォーム)

第 9 条

当協議会は、地域における官民連携の中核拠点として、エリアプラットフォームの機能を担うものとし、本規程および当協議会に関するすべての規程は、当該エリアプラットフォームとしての規程を兼ねるものとする。

(改廃)

第 10 条 本規定を改廃するときには、委員会の承認を経なければならない。

附 則

本規程は、2025 年 6 月 24 日から施行する。